

報告第 1 1 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 5 号	令和 6 年 1 2 月 1 0 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第5号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月10日

加東市長 岩 根 正

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方倉庫の修繕費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額 109,457円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和6年7月15日 午前9時頃

(2) 事故発生場所 加東市河高

(3) 事故の内容 加東市所有の土地である山林からの倒木により、相手方が設置している倉庫を破損させた。